

定 款

昭和46年 5月20日制定

平成10年 3月10日一部変更改正
平成11年 8月18日一部変更改正
平成12年 8月18日一部変更改正
平成14年 8月16日一部変更改正（社名変更）
平成15年 8月19日一部変更改正
平成17年 8月18日一部変更改正
平成18年 8月18日一部変更改正
平成18年10月 2日一部変更改正
平成21年 1月 5日株券電子化に伴うみなし定款変更
平成21年 8月11日一部変更改正
平成22年 1月 6日一部変更改正
平成22年 8月10日一部変更改正
平成23年 8月10日一部変更改正
平成26年11月11日一部変更改正
平成28年11月11日一部変更改正
令和 1年11月 8日一部変更改正
令和 4年11月 9日一部変更改正

ケイティケイ株式会社
(旧社名 カトー特殊計紙株式会社)

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ケイティケイ株式会社と称し、英文では、k t k INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 文具事務用品、コンピュータ等の事務用機器およびその周辺機器の卸
- (2) 文具事務用品、コンピュータ等の事務用機器およびその周辺機器の製造販売、買取および廃棄
- (3) オフィス家具の販売
- (4) 前各号に関連する企業の育成、指導、提案、啓蒙および管理
- (5) コンピュータ等の事務用機器およびその周辺機器に関する消耗品ならびに再生消耗品の販売
- (6) コンピュータ用印字装置のインクリボンおよびインクカートリッジならびにトナーカートリッジ等のリサイクル事業
- (7) 通信機器の販売
- (8) 紙類および加工紙の販売
- (9) 印刷業
- (10) 食料品、日用雑貨品、ミネラルウォーター、清涼飲料水、衣料品、電化製品、光学機器、機械工具の製造販売
- (11) 前各号に掲げる商品の輸出入業
- (12) インターネットの接続代行業
- (13) インターネットによる情報提供ならびに情報処理業務
- (14) インターネットおよびカタログによる通信販売ならびにその取次ぎ
- (15) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (16) コンピュータとその関連機器およびソフトウェアの開発販売ならびに情報処理提供に関する事業
- (17) 子会社の経営管理および経営指導
- (18) 総合リース業およびレンタル業
- (19) 損害保険代理店業
- (20) コンピュータに付随するデータ入力およびデータ処理作業
- (21) 計算業務の受託
- (22) 給与計算の代行業務
- (23) 人材派遣業

- (24) 不動産の賃貸借、売買の仲介および管理業務
- (25) 古物の売買
- (26) 倉庫業
- (27) 貨物運送事業
- (28) 再生可能エネルギー発電所の建設および運営
- (29) 再生可能エネルギーによる発電事業
- (30) 再生可能エネルギーによる売電事業
- (31) その他前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月20日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。

(選任の方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は（監査等委員を除く。）は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たすときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 240 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 8 月 21 日から翌年 8 月 20 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 20 日とする。

(中間配当)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月 20 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第45期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)

第2条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

2. 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

以 上